

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
槻の木高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかつた。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1629 705"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 510 730 604">品種</th> <th data-bbox="730 510 1020 604">品目 商品名</th> <th data-bbox="1020 510 1308 604">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1308 510 1424 604">数量</th> <th data-bbox="1424 510 1629 604">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 604 730 705">機械器具類</td> <td data-bbox="730 604 1020 705">OA器具類 点字ディスプレイ</td> <td data-bbox="1020 604 1308 705">令和6年1月29日</td> <td data-bbox="1308 604 1424 705">1式</td> <td data-bbox="1424 604 1629 705">405,185円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	OA器具類 点字ディスプレイ	令和6年1月29日	1式	405,185円	<p>検出事項について、原因を確認し、速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額								
機械器具類	OA器具類 点字ディスプレイ	令和6年1月29日	1式	405,185円								
措置の内容												
<p>現物を確認できなかった備品について、校内を調査したところ、職員室で保管していたことが判明したことから、当該備品を備品出納簿に記載する保管場所に移動した。</p> <p>早期に当該備品を発見できなかった原因は、備品出納簿に記載している保管場所と異なる場所にあったこと及び担当職員及び関係職員において、日頃からの備品の管理が十分でなかったことにある。</p> <p>再発防止に向けて、事務室職員及び関係職員に対し、備品の適正管理について周知するとともに、担当職員と関係職員が複数で備品出納簿と現物の突合による実査を定期的実施することによりチェック体制を強化した。</p> <p>今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>												

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年11月22日)